

ノーリツ コーポレートガバナンス・ガイドライン

第 1 章 総 則

1. 目的

当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のためには、実効的なコーポレートガバナンスの実現が重要であると考え、本ガイドラインを制定しました。

2. コーポレートガバナンスにおける基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つであると認識し、株主をはじめ従業員、ビジネスパートナー、お客さま、社会等のステークホルダーに対する事業活動を通じた企業価値向上を目指しています。経営環境の変化に対応し、企業価値を継続的に向上させるためにも、経営の健全性および透明性を高めるとともに意思決定の迅速化および経営判断の最適化を図るべく、体制を整備し、諸施策を適宜実行していくことが必要と考えています。

3. 制定・改正・廃止

当社は、本ガイドラインの制定、改正および廃止を取締役会決議によって行います。

第 2 章 ステークホルダーとの関係

1. ステークホルダーとの関係における基本的な考え方

当社は、株主、従業員、ビジネスパートナー、お客さまおよび社会を当社のステークホルダーとして捉えています。

中期経営計画策定時には、その内容がステークホルダーの要請と期待に沿ったものになっているか、中長期的な企業価値向上に向けた活動の基礎となっているかを検証しています。

2. 株主との関係

(1) 株主の権利確保

当社は、以下のとおり、株主の権利を実質的に確保しています。

- ①株主総会における当社提案議案に対し、相当数の反対票が入った場合、反対理由や原因を分析し、必要に応じて株主との対話等の対応を検討します。
- ②株主総会決議事項を取締役会に委任するよう株主総会に提案する場合、取締役会が株主からの受託者責任を認識しているか、実効的なコーポレートガバナンスへの役割および責務が

果たされているかを考慮した上で、取締役会への委任が経営判断の迅速性および専門性の観点から適切かどうかを判断しています。

- ③株主の権利行使を実質的に確保します。特に少数株主権や当社役員に対する権利の行使に必要な情報開示に関しては、恣意的な運用にならないようにしています。

(2) 株主総会における権利行使

当社は、以下のとおり、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識した上で、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行っています。

- ①株主総会招集通知やホームページ上において、株主が株主総会において適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を適宜提供しています。
- ②株主総会招集通知を株主総会開催日の3週間前に発送しています。また、株主総会招集通知の電子公表もTDnetおよびホームページにて、株主総会招集通知の発送日前に行っています。
- ③株主総会開催日を毎年3月に、株主との建設的な対話の充実という観点から多くの株主に出席いただけることも考慮して設定しています。
- ④株主総会における株主の議決権行使方法として議決権電子行使プラットフォームを利用しています。また、株主総会招集通知については参考書類の英語訳を行い、開示しています。
- ⑤信託銀行等の名義で当社株式を保有する機関投資家が株主総会における株主としての権利行使を希望する場合には、当該信託銀行等と協議を行います。

(3) 資本政策の基本的な考え方

当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、以下のとおり、資本政策の基本方針を定めています。

- ①持続的な成長による企業価値向上を図るため、事業の機会を迅速かつ確実に捉えることができるよう財務の健全性維持に努めます。
- ②配当については、安定配当を基本とし、増配基調を目指します。

(4) 政策保有株式

当社は、政策保有株式に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- ①業務上または取引上良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために合理的であると認められる場合に株式を保有します。
- ②業務提携先および取引先企業の株式を取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断した場合に限り、株式を保有し続けます。そのため、取締役会において、株式保有の合理性を確認し、保有継続の可否を判断します。
- ③企業価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンスの重要な懸念事項が生じている場合などを除き、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、良好な関係強化に活かす

目的で議決権を行使します。

(5) 買収防衛策

当社は、会社の支配に関する基本方針として大規模買付ルールを導入しています。大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から取締役会に対する情報提供を要求し、それに基づき取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上、それらを踏まえて株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認めるというものであり、取締役会および取締役の保身を目的とするものではありません。また、取締役会の判断の客観性および合理性を担保するために、取締役会から独立した特別委員会も設置しており、適正な手続も確保されています。

当社は、当社株式が公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を速やかに開示します。その際には、株主の利益を尊重し、株主が公開買付に応じることを妨げません。

(6) 株主利益に影響する資本政策

当社は、資本政策において、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす場合、既存株主を不当に害することのないよう取締役会で当該資本政策の必要性、合理性と株主が被る影響を審議、考慮した上で、その目的および手段を株主に適切に説明します。

(7) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を実現するために株主構造の把握に努めるとともに、[「株主との建設的な対話に関する方針」](#)を策定しています。

3. 従業員との関係

当社は、従業員をかけがいのない「人財」と捉え、経験、技能および属性等の多様性をもった従業員が自立し相互に支援することこそが企業価値の向上に結びつくものと考えており、従業員の多様性の醸成を目的として、以下の取組みを行っています。

- ①従業員が働きやすい職場であることを目指し、職場環境整備やライフプランを含めたキャリア形成支援等の取組みを行っています。
- ②特例子会社の設立により障がい者雇用の拡大に取り組んでいます。
- ③女性の活躍推進として、女性が自分らしく生き活きと働ける職場作りを目的とした女性従業員によるワーキング活動などを行っています。

4. 取引先との関係

当社は、持続的な成長および企業価値向上のためには、取引先との共存共栄が重要と考え、当社製品の販売、部品の調達にあたり、全ての取引先と対等かつ公平な立場で取引を行っています。

5. お客さまとの関係

当社は、持続的な成長および企業価値の向上のためには、消費者満足度の向上を目的としたCS活動が重要と考え、お客さまへの安全かつ安心な製品、および感動する価値の提供を心掛けています。

6. 社会との関係

当社は、地球環境を含めた社会全体をステークホルダーと考え、以下の取組みを行っています。

- ① 社会と企業が持続的に成長する活動を進めるため、「国連グローバル・コンパクトの10原則」に賛同し、署名しています。
- ② 二酸化炭素の排出軽減を重要な役割と認識し、エネルギー効率の高い製品の提供を行っています。
- ③ ガス・石油機器業界で初めて「エコ・ファースト企業」の認定を受け、様々な環境への取組みについて約束しています。

7. 行動基準

当社は、ステークホルダーの期待と要請に応えるための行動準則である「ノーリツグループ行動基準」を制定し、海外のグループ会社従業員にも配付し浸透を図っています。

また、コンプライアンス意識調査を毎年実施し、「ノーリツグループ行動基準」の理解度および実践度を調査し、その調査結果について取締役会で報告、議論を行い、「ノーリツグループ行動基準」の趣旨および精神が尊重される企業風土が根付いているかの検証を定期的に行っています。

第3章 情報開示に関する方針

1. 情報開示の充実

当社は、法令に基づく情報開示を適切に行うことに加え、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、情報開示に関する方針を以下のとおり定めています

- ① 「[ディスクロージャーポリシー](#)」を定め、当該ポリシーに従って情報を開示します。
- ② 社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しています。
- ③ 情報開示に当たっては定型的な記述を可能な限り避け、正確な情報を提供することができるよう具体的かつ明瞭な記述を行うよう努めています。
- ④ 当社株主における海外投資家の比率を考慮した上で、株主総会招集通知の参考書類の英語訳を実施しています。

2. 経営戦略および経営計画の策定、公表

当社は、中期経営計画の策定および公表に際して、事業戦略と財務計画を明確にしています。また、経営資源の配分に関しては、目標を明示するとともに配当方針、投資計画を示しています。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

1. 総論

(1) 機関設計

当社は、以下のとおり、取締役会、監査役および監査役会による機関設計を採用しています。

- ①取締役会は、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成され、毎月開催される定時取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会により、経営に関する重要事項について意思決定を行っています。
- ②監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、毎月開催される定時監査役会で、取締役会に上程される議案を事前に審議しています。
- ③任意の委員会として、代表取締役および取締役の選解任案、ならびに取締役の報酬案の妥当性を検討する委員会を平成28年度中に設置することを検討しています。

(2) 実効性確保のための前提条件

当社は、取締役会および監査役会の実効性を確保するための方針を以下のとおり定めています。

- ①取締役会の多様性と適正規模を確保するために、取締役会において、取締役の選定基準として、国籍・性別等にとらわれず専門性、経験および能力といった多様性を総合的に判断する基準を策定し、取締役の選定に関する方針および手続と併せて開示します。
- ②監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有した者を1名以上選任しています。
- ③取締役および監査役は、社外取締役および社外監査役を除いては、関係会社を除いて他社の役員を兼任せず、取締役、監査役の業務を果たすために必要な時間および労力を確保しています。また、社外取締役および社外監査役についても他社役員への兼任状況を合理的な範囲にとどめ、兼任状況を事業報告において開示しています。
- ④取締役会全体の実効性に関する分析および評価を取締役の自己評価と監査役からの意見聴取によって行うことを検討します。

(3) 情報入手と支援体制

取締役および監査役は、以下のとおり能動的な情報収集を行っています。

- ①各部門で行われる会議体への出席、ヒアリングを能動的に行っています。
- ②取締役会での審議において、必要に応じて追加報告を求めるなど、情報入手を積極的に行っています。

- ③経営企画部門等が取締役を、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役を支援する体制を構築しています。
- ④取締役会・監査役会において、取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかを確認しています。
- ⑤株主からの受託者責任を全うするために、必要に応じて、外部専門家から助言を得ています。
- ⑥必要に応じて内部監査および内部統制の担当部門との連携をとり、情報の入手を行っています。

(4) 役員のトレーニング

当社は、取締役または監査役に求められる役割および責務を十分に果たすための必要な知識を習得するため、取締役または監査役就任時および就任後に新任役員研修や継続的に適切な研鑽を図る体制をとっています。また、社外取締役および社外監査役に対しては、就任後の支援の一環として関係部門による当社の事業、財務、組織等に関する説明を実施するだけでなく、各会議体への出席により、これらの情報を更新する機会を提供しています。

(5) 関連当事者

当社は、関連当事者を取締役、主要株主ならびに会社と関係の深い個人および法人と定義し、当社と関連当事者との取引について発生の都度、財務部門および法務部門の事前合議を行い、当社の利益を害する可能性のある取引については取締役会での審議および承認を行っています。

また、当社と関連当事者との取引結果を監査役に報告し、監査役会にて審議の上、取締役会において審議、承認を行っています。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るための役割・責務を以下のとおり果たしています。

- ①企業理念を確立し、確立した企業理念を基に経営戦略や経営計画についての方向付けおよび審議を行っています。
- ②取締役会規程および職務権限規程において、取締役会の権限および取締役に対する権限の委任の範囲を明確にしています。また、両規程を当社内において開示するとともに、委任範囲の概要については当社外に対しても開示しています。
- ③取締役会および取締役は、中期経営計画を常時意識し、その実現に向けて戦略および課題に関する意思決定を行うなど、最善の努力を行っています。また、中期経営計画が目標未達に終わった場合にでも、要因等の分析および審議を十分に行い、I R活動によって株主への説明を行うとともに、次期以降の戦略、課題に反映させています。
- ④取締役からの提案に対し、慎重かつ十分な審議の上で意思決定するとともに、意思決定後

は取締役の職務執行を監督し、業務の執行状況について報告を受け、説明責任の確保に向け十分な検討を行っています。

- ⑤業務執行に携わらない社外取締役を2名選任し、経営の監督の実効性を確保し、監査役とともに取締役会を通じて取締役の監督、会社業績の評価について慎重な審議を行っています。
- ⑥内部統制システム構築、整備、運用および評価の基本方針ならびに計画についての決議を十分な審議の下で行うことで、内部統制、リスク管理体制およびコンプライアンス体制を整備しています。

(2) 取締役の報酬

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役に対し、中長期的な会社の業績やリスクを反映させた株式報酬型ストックオプションを導入しました。

(3) 取締役会審議の活性化

当社は、審議の活性化のために取締役会の運営方法を以下のとおり定めています。

- ①取締役会資料を原則として取締役会開催日の2日前までに配付しています。
- ②担当役員または担当幹部が審議事項の説明および報告を直接行っています。また、取締役会資料以外の資料についても、取締役に対し、必要に応じて整理・分析された形で提供しています。
- ③取締役会の年間スケジュールを取締役および監査役が出席可能な日程で前年度中には決定し、取締役および監査役と共有しています。審議事項についても、予め事務局から取締役および監査役に連絡しています。
- ④定例の取締役会を原則として毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会の開催および電子メールによるみなし決議も行うなど、議案に応じた適切な決議方法を採用することで、慎重な審議の機会と十分な審議時間を確保しています。

3. 取締役

(1) 取締役の受託者責任

取締役は、短期的な利益に捉われず、ステークホルダー全体の利益となる中長期的な企業価値の向上を株主からの受託者責任と考え、行動しています。

(2) 独立社外取締役

当社は、独立社外取締役に求められる役割・責務に照らし、以下のとおり、その有効活用を図っています。

- ①別添の独立社外役員選定基準に基づき、取締役としての専門的知見を有した独立社外取

締役を2名選任しています。

- ②独立社外取締役は、専門的知見をもって、取締役会の意思決定を通じ、持続的な成長および中長期的な企業価値向上の観点から、経営方針、経営改善、当社と関連当事者との利益相反、その他経営の妥当性一切についての助言、監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させています。また、独立社外取締役は、代表取締役および取締役の選解任案、ならびに取締役の報酬案の妥当性を検討する任意の委員会の委員を兼任する予定としています。
- ③独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するために、定時取締役会前に開催される監査役会に出席し、情報交換、認識共有を図っています。
- ④独立社外取締役に対しては、取締役との連絡および調整や監査役または監査役会との連携を適宜適切に行うため、経営企画部門が取締役会の事前案内、資料の事前配付を行っています。

4. 監査役および監査役会

(1) 監査役の受託者責任

監査役は、業務監査および会計監査等に止まらず、中長期的な企業価値の向上を株主からの受託者責任と考え、行動しています。

(2) 監査役および監査役会の役割・責務

当社監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえて、以下のとおり役割・責務を果たしています。

- ①取締役の職務執行、会計監査人の選解任や監査報酬にかかる権限の行使などの役割を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で監査を行っています。
- ②業務監査および会計監査等を行うに止まらず、取締役会において、能動的、積極的に意見を述べています。
- ③監査役会は、社外監査役2名による強固な独立性を有し、また、常勤監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議体への出席、拠点の往査、部門面談等を通じて、高度な情報収集力を確保しています。

5. 外部会計監査人

当社は、外部会計監査人による適正な監査確保のための体制を以下のとおり構築しています。

- ①監査役会において、適切な外部会計監査人の選定および評価基準を策定し、外部会計監査人が当社の監査を実効的に行うための独立性および専門性についての確認方法および手順の確立を行っています。
- ②外部会計監査人が適正かつ実効的な監査を行うために必要かつ十分な監査時間を確保して

います。

- ③代表取締役および管理本部長は、外部会計監査人との定期的な面談を実施しています。
- ④外部会計監査人が監査役、監査室および社外取締役と、必要に応じて面談することができる体制を構築し、監査に必要な部門との連携を確保しています。
- ⑤外部会計監査人が不正を発見した場合や不備または問題点を指摘した場合について、関連部門が対応する等の体制を構築しています。

6. 内部通報

当社は、以下のとおり、当社グループ全体の内部通報制度を構築しています。

- ①従業員が違法もしくは不適切な行為または真摯な懸念を通報することができ、通報内容について客観的な検証が適切に行われるよう内部通報制度として「ノーリツホットライン運用規程」を制定しています。
- ②通報窓口として社内通報窓口と社外通報窓口を用意しています。社内通報窓口は、守秘義務等を「ノーリツホットライン運用規程」に定めるとともに、社外通報窓口は、外部法律事務所に設置されており、いずれの窓口も取締役からの独立性は高いものになっています。
- ③内部通報制度の運用状況については、適宜、取締役会に報告しています。
- ④情報提供者の秘匿と内部通報制度を利用し通報したことを理由とする不利益取扱の禁止を「ノーリツホットライン運用規程」に明文化することにより徹底しています。

独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係

- (1) 当社および関係会社（以下まとめて「ノーリツグループ」という。）の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人（以下まとめて「業務執行取締役等」という。）である者。
- (2) 独立社外役員就任前の10年間において、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時において当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」という。）、監査役または会計監査人であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間において、当社の業務執行取締役等であった者。

2. 株主との関係

- (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主（以下「主要株主」という。）、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近5年間において、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

3. 経済的利害関係

- (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
- (3) ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。

4. 取引先企業および得意先企業との関係

- (1) ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
- (2) ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行なった者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

5. 債権者との関係

- (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 最近3年間において大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

6. 専門的サービス提供者との関係

- (1) ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者
- (2) 直近3年間において、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者
- (3) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (4) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

7. 在任期間

- (1) 当社において現在独立社外役員のうち取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。
- (2) 当社において現在独立社外役員のうち監査役の地位にあり、かつ通算の在任期間が12年を超える者。

8. 近親者

上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。

9 その他

上記1. ないし8. までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

コーポレートガバナンス・コード実施状況表

コーポレートガバナンス・コード				ノーリツ コーポレートガバナンス・ガイドラインにおける実施状況の開示場所	実施状況	
基本原則	原則	補充原則	Comply		Explain	
第1章 株主の権利・平等性の確保	1-1. 株主の権利の確保	—	第2章 2. 株主との関係(1)株主の権利確保	●		
		1-1①	第2章 2. 株主との関係(1)株主の権利確保①	●		
		1-1②	第2章 2. 株主との関係(1)株主の権利確保②	●		
		1-1③	第2章 2. 株主との関係(3)株主の権利確保③	●		
		—	第2章 2. 株主との関係(2)株主総会における権利行使	●		
		1-2①	第2章 2. 株主との関係(2)株主総会における権利行使①	●		
		1-2②	第2章 2. 株主との関係(2)株主総会における権利行使②	●		
	1-2. 株主総会における権利行使	1-2③	第2章 2. 株主との関係(2)株主総会における権利行使③	●		
		1-2④	第2章 2. 株主との関係(2)株主総会における権利行使④	●		
		1-2⑤	第2章 2. 株主との関係(2)株主総会における権利行使⑤	●		
		—	第2章 2. 株主との関係(3)資本政策の基本的な考え方	●		
		1-4.	第2章 2. 株主との関係(4)政策保有株式	●		
		1-5.	第2章 2. 株主との関係(5)買収防衛策	●		
		1-5①	第2章 2. 株主との関係(5)買収防衛策	●		
	1-6.	第2章 2. 株主との関係(6)株主利益に影響する資本政策	●			
	1-7.	第4章 1. 総論(5)関連当事者	●			
	第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	—	第2章 1. ステークホルダーとの関係における基本的な考え方	●	
—			第2章 7. 行動基準	●		
2-2. 会社の行動原則の策定・実践		2-2①	第2章 7. 行動基準	●		
		—	第2章 6. 社会との関係	●		
2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題		2-3①	第2章 6. 社会との関係	●		
2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保	—	第2章 3. 従業員との関係	●			
2-5. 内部通報	—	第4章 6. 内部通報①③	●			
第3章 適切な情報開示と透明性の確保	3-1. 情報開示の充実	—	第4章 6. 内部通報②④	●		
		—	第3章 1. 情報開示の充実	●		
		(i)	第3章 1. 情報開示の充実①	●		
		(ii)	第3章 1. 情報開示の充実①	●		
		(iii)	第3章 1. 情報開示の充実①	●		
		(iv)	第3章 1. 情報開示の充実①	●		
		(v)	第3章 1. 情報開示の充実②	●		
		3-1①	第3章 1. 情報開示の充実③	●		
		3-1②	第3章 1. 情報開示の充実④	●		
		3-2. 外部会計監査人	—	第4章 5. 外部会計監査人	●	
	3-2①		第4章 5. 外部会計監査人①	●		
	(i)		第4章 5. 外部会計監査人①	●		
	(ii)		第4章 5. 外部会計監査人①	●		
	3-2②		第4章 5. 外部会計監査人②③④⑤	●		
	(i)		第4章 5. 外部会計監査人②	●		
	(ii)		第4章 5. 外部会計監査人③	●		
	第4章 取締役会等の責務	4-1. 取締役会の役割・責務(1)	—	第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務①	●	
4-1①			第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務②	●		
4-1②			第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務③	●		
4-1③			第4章 1. 総論(1)機関設計③	●	●	
4-2. 取締役会の役割・責務(2)		—	・第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務④ ・第4章 2. 取締役会(2)取締役の報酬	●		
		4-2①	第4章 2. 取締役会(2)取締役の報酬	●		
4-3. 取締役会の役割・責務(3)		—	・第4章 1. 総論(5)関連当事者 ・第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務④⑤⑥	●		
		4-3①	第4章 1. 総論(1)機関設計③	●	●	
4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務		—	第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務⑥	●		
		4-4①	第4章 4. 監査役および監査役会(2)監査役および監査役会の役割・責務①②	●		
4-5. 取締役・監査役等の受託者責任	—	第4章 4. 監査役および監査役会(2)監査役および監査役会の役割・責務③	●			
	—	・第4章 3. 取締役(1)取締役の受託者責任 ・第4章 4. 監査役および監査役会(1)監査役の受託者責任	●			
4-6. 経営の監督と執行	4-7. 独立社外取締役の役割・責務	—	第4章 2. 取締役会(1)取締役会の役割・責務⑤	●		
		—	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役②	●		
	4-8. 独立社外取締役の有効な活用	(i)	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役②	●		
		(ii)	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役②	●		
	4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	(iii)	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役②	●		
		(iv)	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役②	●		
	4-10. 任意の仕組みの活用	—	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役①	●		
		4-8①	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役③	●		
	第5章 株主との対話	5-1. 株主との建設的な対話に関する方針	4-8②	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役④	●	
			—	第4章 3. 取締役(2)独立社外取締役①	●	
4-10①			第4章 1. 総論(1)機関設計①②	●		
—			第4章 1. 総論(1)機関設計③	●	●	
4-11①			第4章 1. 総論(2)実効性確保のための前提条件①②④	●	●	
4-11②			第4章 1. 総論(2)実効性確保のための前提条件①	●		
4-11③			第4章 1. 総論(2)実効性確保のための前提条件③	●		
4-11④			第4章 1. 総論(2)実効性確保のための前提条件④	●	●	
4-12. 取締役会における審議の活性化			—	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化	●	
			4-12①	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化	●	
			(i)	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化①	●	
	(ii)	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化②	●			
	(iii)	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化③	●			
4-13. 情報入手と支援体制	(iv)	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化④	●			
	(v)	第4章 2. 取締役会(3)取締役会審議の活性化④	●			
4-14. 取締役・監査役へのトレーニング	—	第4章 1. 総論(3)情報入手と支援体制	●			
	4-13①	第4章 1. 総論(3)情報入手と支援体制①②⑥	●			
	4-13②	第4章 1. 総論(3)情報入手と支援体制⑤	●			
	4-13③	第4章 1. 総論(3)情報入手と支援体制③	●			
	—	第4章 1. 総論(4)役員へのトレーニング	●			
5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表	4-14①	第4章 1. 総論(4)役員へのトレーニング	●			
	4-14②	第4章 1. 総論(4)役員へのトレーニング	●			
	—	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	5-1①	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	5-1②	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	(i)	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	(ii)	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	(iii)	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	(iv)	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	(v)	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
	5-1③	第2章 2. 株主との関係(7)株主との建設的な対話に関する方針	●			
—	第3章 2. 経営戦略および経営計画の策定・公表	●				